

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 3 第 2 項の規定に基づく規約変更認可申請書及び告示事項変更届出書の提出があった。申請内容を審査した結果、規約の変更を認可したので、同項の規定により告示するとともに、告示事項に変更があったので、同法第 260 条の 2 第 10 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 7 日

杉並区長 岸 本 聡 子

記

1 名称

井荻自治会

2 変更内容

（1）規約の全部変更

（2）区域の変更

変更前	杉並区西荻北三丁目 12～14 番、24～27 番、35～38 番 杉並区西荻北四丁目 1～5 番、7 番～19 番、33～40 番 杉並区西荻北五丁目 2～6 番、12～21 番 杉並区善福寺一丁目 4～8 番、11～14 番、17～20 番 杉並区善福寺二丁目 1 番、2 番
変更後	杉並区西荻北三丁目 12～14 番、24～27 番、35～38 番 杉並区西荻北四丁目 1～5 番、7～19 番、33～40 番 杉並区西荻北五丁目 2～6 番、12～21 番 杉並区善福寺一丁目 4～8 番、10 番 1 号、10 番 24～27 号、 11～14 番、17～19 番、20 番 1 号、20 番 16～25 号 杉並区善福寺二丁目 1 番、2 番

3 変更理由

- （1）令和 8 年 5 月 30 日開催の井荻自治会総会において、井荻自治会規約の改正が議決されたため。
- （2）区域の調査及び再確認を行った結果、区域の範囲を明確化するため。

4 変更年月日

令和 8 年 5 月 30 日

5 認可年月日

令和 8 年 7 月 7 日